

## 別表（第2条関係）

| 事務の種類  | 手数料の額          |
|--|----------------|
| 14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査  | 1件につき 120,000円 |
| 14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査   | 1件につき 120,000円 |
| 14の3 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又は変更の申請に対する審査  | 1件につき 50,000円  |
| 15 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る建築の認定の申請に対する審査   | 1件につき 27,000円  |
| 15の2 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査   | 1件につき 33,000円  |
| 16 法第44条第1項第2号の規定による公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査  | 1件につき 33,000円  |
| 17 法第44条第1項第3号の規定による道路内における建築の認定の申請に対する審査  | 1件につき 27,000円  |
| 18 法第44条第1項第4号の規定による公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 19 法第47条ただし書の規定による壁面線外における建築の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 20 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域における建築等の許可の申請に対する審査 |                |

|  |  |
|--|--|
| (1) 法第48条第16項第1号の規定に該当する場合   | 1件につき 120,000円   |
| (2) 法第48条第16項第2号の規定に該当する場合   | 1件につき 140,000円   |
| (3) 前2号に該当しない場合  | 1件につき 180,000円   |
| 21 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査             | 1件につき 160,000円   |
| 22 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円   |
| 23 法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査                                 | 1件につき 33,000円  |
| 24 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査                      | 1件につき 160,000円   |
| 25 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査  | 1件につき 27,000円  |
| 26 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円   |
| 27 法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円   |
| 28 法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査                                    | 1件につき 27,000円  |
| 29 法第57条の2第3項の規定による特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定の申請に対する審査<br>(1) 敷地の数が2であるもの<br>(2) 敷地の数が3以上であるもの | 1件につき 78,000円<br>1件につき78,000円に<br>2を超える敷地の数に<br>28,000円を乗じて得た<br>額を加算した額 |
| 30 法第57条の3第2項の規定による特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定の取消し申請に対する審査                                      | 1件につき6,400円に敷<br>地の数に12,000円を乗じ<br>て得た額を加算した額                            |
| 30の2 法第57条の4第1項の規定による特例容積率適用地区内における建   | 1件につき 160,000円   |

|  |                |
|--|----------------|
| 建築物の高さの許可の申請に対する審査   |                |
| 31 法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 32 法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円 |
| 33 法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 34 法第60条の2第1項第3号の規定による都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円 |
| 34の2 法第68条第1項第2号の規定による景観地区内における建築物の高さ制限に関する許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 34の3 法第68条第2項第2号の規定による景観地区内における建築物の壁面の位置の制限に関する許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 34の4 法第68条第3項第2号の規定による景観地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円 |
| 34の5 法第68条第5項の規定による景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査  | 1件につき 27,000円  |
| 35 法第68条の3第1項の規定による再開発等促進区等における建築物の容積率、同条第2項の規定による再開発等促進区等における建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定による再開発等促進区等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 1件につき 27,000円  |
| 36 法第68条の3第4項の規定による再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円 |
| 36の2 法第68条の3第7項の規定による開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査  | 1件につき 27,000円  |
| 37 法第68条の4の規定による地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査   | 1件につき 27,000円  |
| 38 法第68条の5の3第2項の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円 |
| 39 法第68条の5の5第1項の規定による地区計画等の区域における建築物   | 1件につき 27,000円  |

|  |   |
|--|---|
| の容積率に関する特例又は同条第2項の規定による地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査   |   |
| 40 法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査  | 1件につき 27,000円   |
| 41 法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査  | 1件につき 160,000円  |
| 42 法第85条第5項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査   | 1件につき 120,000円  |
| 42の2 法第85条第6項の規定による国際的な規模の会議等の用に供する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査   | 1件につき 160,000円  |
| 43 法第86条第1項の規定による一団地の建築物の特例の認定の申請に対する審査<br>(1) 建築物の数が2以下であるもの<br>(2) 建築物の数が3以上であるもの                              | 1件につき 78,000円<br>1件につき78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額   |
| 44 法第86条第2項の規定による既存建築物を前提とした建築物の特例の認定の申請に対する審査<br>(1) 建築物（既存の建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1であるもの<br>(2) 建築物の数が2以上であるもの | 1件につき 78,000円<br>1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額   |
| 45 法第86条第3項の規定による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査<br>(1) 建築物の数が2以下であるもの<br>(2) 建築物の数が3以上であるもの   | 1件につき 238,000円<br>1件につき238,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 |

|  |  |
|--|--|
| <p>46 法第86条第4項の規定による敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1であるもの</p> <p>(2) 建築物の数が2以上であるもの</p>        | <p>1件につき 238,000円</p> <p>1件につき238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>47 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1であるもの</p> <p>(2) 建築物の数が2以上であるもの</p>                            | <p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>   |
| <p>48 法第86条の2第2項の規定による敷地内に広い空地を有する一敷地内認定建築物以外の建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1であるもの</p> <p>(2) 建築物の数が2以上であるもの</p> | <p>1件につき 238,000円</p> <p>1件につき238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p> |
| <p>49 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1であるもの</p> <p>(2) 建築物の数が2以上であるもの</p>                            | <p>1件につき 238,000円</p> <p>1件につき238,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た</p>        |

|  | 額を加算した額                                     |
|--|---|
| 50 法第86条の5第1項の規定による建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査   | 1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 51 法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査    | 1件につき 27,000円                               |
| 51の2 法第86条の8第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査                     | 1件につき 27,000円                               |
| 51の3 法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 | 1件につき 27,000円                               |
| 51の4 法第87条の2第1項の規定による1の建築物を2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査                   | 1件につき 27,000円                               |
| 51の5 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査                                  | 1件につき 120,000円                              |
| 51の6 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用の許可の申請に対する審査                                | 1件につき 160,000円                              |
| 51の7 令第137条の16第1項第2号に規定する移転の認定の申請に対する審査  | 1件につき 27,000円                               |
| 60の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査                        | 1件につき 160,000円                              |